

公示番号：160607

国名：インド

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：マディヤ・プラデシュ州大豆増産プロジェクト（農業技術普及）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農業技術普及
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年10月上旬から2016年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75M/M、現地 2.00M/M、合計 2.75M/M
- (3) 業務日数：国内準備 10日、現地業務 60日、国内整理 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月14日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報  
>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>  
業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年9月27日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 44点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 12点
- (計100点)

類似業務	農業技術の普及に係る各種業務
対象国／類似地域	インド／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

インドのマディヤ・プラデシュ州（以下、「MP州」という）は、国内の大豆の5割を生産するインド最大の大豆生産州である。しかし、同州において大豆生産の担い手の大部分は、天水に依存する2ha未満の土地しか持たない小規模貧困農家であり、農業資材の投入もままならない状況にある。そのため、MP州の大豆平均収量は1,007kg/haであり、インド全体の平均である1,051kg/haや国際半乾燥熱帯作物研究所（ICRISAT）がインドにおける目標収量として設定している2,000kg/haより低い水準に留まっている。この状況を受けて、MP州政府は油糧種子生産向上を目的とした技術開発を行ってきたが、コストや技術レベルの問題から、小規模貧困農家が継続してこの開発した新技術を利用することは困難であり、技術普及が進んでいないのが現状である。

このような背景から、JICAはインド政府の要請を受けて、小規模貧困農家を取り入れやすく、かつ低コストで、MP州既存の普及体制で活用可能な技術体系を構築し、大豆の生産性向上と農家の生計向上に資することを目的として「マディヤ・プラデシュ州大豆増産プロジェクト（以下、「本プロジェクト」）」を2011年6月から2016年6月までの5年間の計画で実施し、2015年12月に終了時評価調査を行った。

終了時評価調査の結果、農家展示圃における試験栽培を通じて、本プロジェクトで体系化した技術の優位性が、ほぼ実証されていることが確認された。しかしながら、構築された栽培技術体系をより確実にした上で、農家向け普及マニュアルの改訂が必要であることから、本プロジェクト期間を2017年2月まで延長することが決定した。

2016年7月現在、虫害管理、土壌管理、農業機械、土壌肥料及び栽培に関する短期専門家が現地に派遣され、実証試験を通じた技術移転を行っており、普及マニュアルの改訂に必要なデータが集まりつつある状況である。

今後、これらのデータに基づき、順次改訂される普及マニュアルを使用して、C/P機関である州立ジャワハルラール・ネルー農業大学（以下、「JNKVV」）傘下の普及機関であり、同州内で約20ヶ所存在する農業科学センター（以下、「KVK」）とJNKVVが協働で現地農家に対して技術普及を行うために、KVK普及職員的能力向上、KVK職員とJNKVV職員の連携強化および継続的な普及マニュアルの改善を行うための仕組み作り等が必要とされている。

本専門家の目的は（1）農業技術普及の観点からの普及マニュアルの内容確認・修正および（2）普及機関であるKVK職員に対する普及手法の技術移転を通じて、KVK職員とJNKVV職員を中心に、本プロジェクトで体系化した大豆栽培技術の現地農家への普及を支援することである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトで作成されるマニュアルを用いて KVK 職員に対し

て普及に関する技術移転と助言を行う。

また、KVK 職員と協働で普及業務にあたることで、同職員の技術普及に関する能力向上が期待される。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2016 年 10 月上旬～2016 年 10 月中旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナーの報告書、インド政府及び MP 州政府が作成した大豆栽培に関する関連報告書、学術論文等を参照し、MP 州の大豆栽培の現状、課題及びグッドプラクティスについて把握する。また、KVK の普及機関としての機能、実施体制及び課題を分析し把握する。
- ② 今年の圃場試験結果を踏まえ更新した普及マニュアル改訂版 (2016 年 9 月までに完成予定) について、①の情報収集・分析の結果を踏まえて、農業普及を実施する観点から必要に応じて加筆・修正し、普及マニュアル最終版を作成する。
- ③ JICA 農村開発部、インド事務所及びプロジェクト専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ④ ワークプラン (和文・英文) を作成し JICA 農村開発部による確認の後、監督職員に提出する。

(2) 現地業務期間 (2016 年 10 月中旬～2016 年 12 月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA インド事務所、C/P 機関にワークプランを提出・説明し、業務計画の承認を得る。
- ② プロジェクト専門家によって作成された普及マニュアルについて、プロジェクト専門家と協議を行う。必要に応じてマニュアルの加筆・修正を行い、更新内容を JICA 農村開発部とインド事務所に報告する。
- ③ KVK 職員、JNKVV 職員及びプロジェクト専門家等と協議を行い、普及マニュアルの使用法や必要な普及手法について確認する。
- ④ KVK 職員に対して普及マニュアルを使用した効果的な普及手法を技術移転する。可能であれば、現地農家圃場にて行う KVK 職員の普及活動に同行し、実践を通じた技術移転を行う。
- ⑤ KVK 職員、JNKVV 職員及び MP 州農業局職員で技術移転活動の結果を踏まえた活動報告の場を持ち、普及マニュアルの更新、JNKVV 職員の今後の研究方針及び普及マニュアルの活用方針について協議を行い、今後の実施計画検討の支援を行う。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書 (英文) を作成し、C/P に提出し、報告する。
- ⑦ JICA インド事務所に現地業務結果報告書 (和文・英文) を提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2016 年 12 月下旬)

- ① 現地業務結果報告書 (和文) を監督職員に報告の上、提出する。
- ② 専門家業務完了報告書 (和文) を作成し、監督職員に提出する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約におけ

る成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン (和文・英文)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

英文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA インド事務所、C/P 機関へ各 1 部)

和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA インド事務所へ各 1 部)

(2) 現地業務結果報告書 (和文・英文)

派遣終了時。

英文 3 部 (JICA 農村開発部、JICA インド事務所、C/P 機関へ各 1 部)

和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA インド事務所へ各 1 部)

(3) 専門家業務完了報告書 (和文)

帰国後整理期間中。和文のみ作成。提出部数は 3 部。

専門家業務完了報告書には以下を盛り込み、C/P 機関及び JICA への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ C/P と KVK 職員の協力関係の現状や課題とその対応策
- ・ 普及マニュアルを用いた技術普及の留意点 (現状、リスク及び阻害要因等)
- ・ KVK 職員と C/P の連携促進を考慮した効果的な普及活動の提案
- ・ MP 州農業局の普及マニュアルに係る活用意向について

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報 (和文) を作成し、JICA 農村開発部及びインド事務所に提出する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒デリー⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は、2016 年 10 月 17 日～2016 年 12 月 15 日を予定しています (ある程度の日程調整を行うことが可能)。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの主な構成は、以下の通りです。

- ・ チーフアドバイザー

・業務調整員

③ 便宜供与内容

JICA インド事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

便宜供与あり

イ) 宿舎手配

便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳備上

英語⇄現地語の通訳あり（プロジェクト秘書、もしくはC/Pが必要に応じて同行し通訳を行う）。

オ) 現地日程のアレンジ

現地派遣開始時におけるC/P機関との協議について、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクト長期専門家の執務スペースを提供（ネット環境完備予定）。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・中間レビュー報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017876.html>)

・事前評価調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016983.html>)

② 本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部第一グループ第二チーム（TEL:03-5226-8417）にて配布します。

・終了時評価調査報告書（案）

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAインド事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上